

公益社団法人福岡県柔道整復師会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県柔道整復師会における表彰についての必要事項を定める。

(対象)

第2条 表彰対象者は会長がその必要を認め、理事会の議を経て選考した者とする。

(表彰種別)

第3条 前条による対象者はその貢献度または、活躍分野に伴い、次の表彰種別を適用する。但し、貢献度については理事会の議によって決定する。

1. 最高会員表彰
2. 永年役員表彰
3. 長寿会員表彰
4. 学術及び柔道に関する表彰
5. 永年会員表彰
6. 特別表彰
7. 感謝状

(表彰の内容)

第4条 前条の表彰種別の内容は以下の通りとする。

- (1) 最高会員表彰は、会長を6年以上務めた会員で、最高の栄誉で最大の功労者へ贈呈される。
- (2) 永年役員表彰は、理事、監事を6年以上務めた会員に対し贈る。
- (3) 長寿会員表彰については、当該事業年度4月1日までに満80歳を迎えた会員に対し贈る。
- (4) 学術及び柔道に関する表彰は日整九州学術大会及び日本柔道整復接骨医学会発表者、または日整九州ブロック柔道大会5回以上出場及び日整柔道大会出場した会員に対しに贈る。
- (5) 永年会員表彰は、会員歴40年以上の会員に対し贈る。
- (6) 特別表彰は、第3条第1号から第5号の種類に該当しないもので、会長が特に必要と認めた会員に対し贈る。
- (7) 感謝状は、前6項に満たない者で会長が必要と認めた場合に贈る。

(表彰方法)

第5条 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行い、本会広報等に掲載してこれを公表する。

- 2 会長は総会会場または、記念式典会場及び、その他の会場に於いてこれを行う。

(その他の表彰)

第6条 行政並びに他団体の表彰における受賞候補者の推薦については、当該団体の表彰規程に基づき行うものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附 則)

この規程は、昭和54年4月1日に施行される。

昭和62年11月12日 一部改正

平成7年3月16日 一部改正

平成29年4月27日 一部改正

平成30年2月19日 一部改正